

介護保険給付費・地域支援事業費の財源について

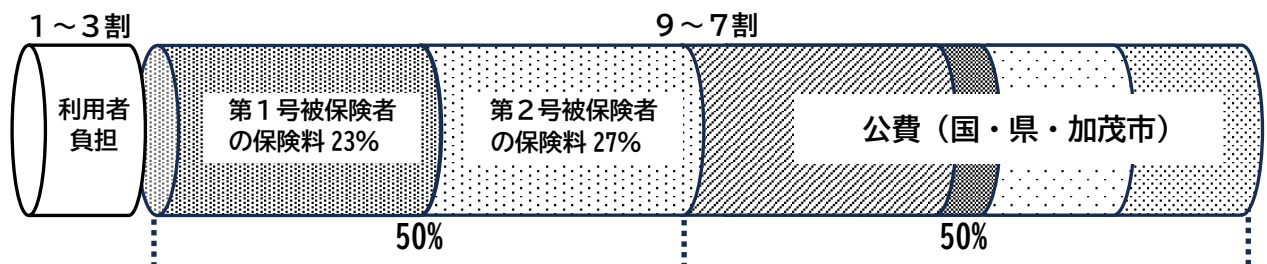
介護保険運営協議会
当日資料 No.1

介護保険給付を行うための財源は、公費（国、県、市）と被保険者の保険料で賄われています。その内訳は、介護サービス利用時の利用者負担を除いて、50％を公費（国、県、市）残りの50％を第1号被保険者（65歳以上の人）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）から徴収した保険料で構成されています。

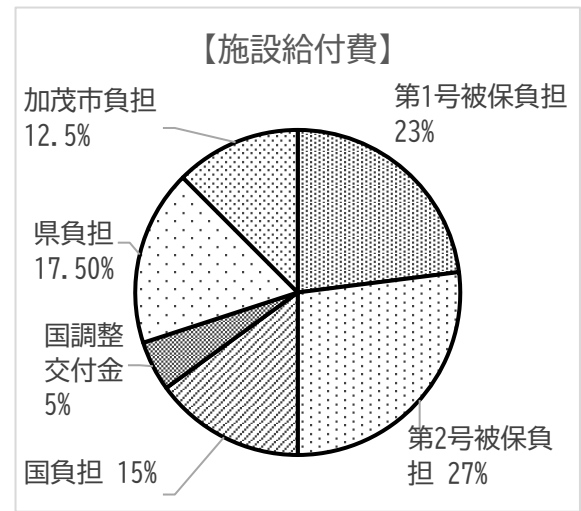
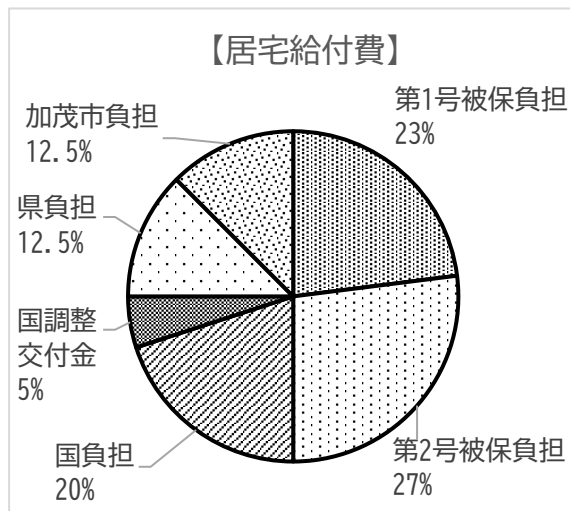
地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」に分かれており、「介護予防・日常生活支援総合事業」の事業費は、介護給付費と同様に公費（国、県、市）、第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で構成されています。「包括的支援事業・任意事業」については、第2号被保険者の負担はなく、その分公費で補填され、第1号被保険者の負担割合は介護給付費と同様です。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定され、現在の負担割合は第1号被保険者が23％、第2号被保険者が27％となっています。

○サービス利用料の負担区分



○介護給付費の負担区分



○地域支援事業費の負担区分

